

平成20年5月13日（火）

【事務局】 長らくお待たせいたしました。本日はお忙しいところ、お集まりくださいます。誠にありがとうございます。只今から社会資本整備審議会 都市計画・歴史的風土分科会 都市計画部会 都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の第1回会合を開催させていただきます。

ではまず初めに、本小委員会の設置の経緯等につきましてご報告申し上げます。先般、都市計画部会の委員及び臨時委員の方々に対しまして、書面により本小委員会の設置につきましてお伺いいたしましたところ、全員の一致により、その設置のご決定をいただいたところでございます。これを受けまして、本委員会の委員の先生方には、本日付で委員委嘱の発令等をさせていただいたところであり、その辞令につきましては、大変失礼ながら、お手元にお配りさせていただいておりますので、よろしくご査収のほどお願いいたします。

さて、本日初めての小委員会でございますので、本来、都市・地域整備局長から皆様にごあいさつさせていただきたいと考えておりますが、あいにく急遽国会の審議のほうが入りましたので、現在国会に出席中でございます。後ほど国会から到着次第、改めて挨拶させていただきたいと思っておりますので、何とぞご容赦のほどよろしくお願いいたします。

【事務局】 本日は、合計17名のご出席をいただいております。

まず、本小委員会の議事の運営につきましてご提案させていただきます。社会資本整備審議会都市計画部会における小委員会の議事運営につきましては、特段の定めがございません。そこで、本小委員会で決めていただく必要がございます。僭越とは存じますが、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じまして、事務局で案を作成させていただいております。資料2の「都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の議事運営について（案）」をご覧くださいいただけますでしょうか。読み上げさせていただきます。

小委員会の運営については、社会資本整備審議会令及び同運営規則に準じて、次のとおり進めることとする。

1. 小委員会に委員長を置き、委員の互選により選出する。
2. 委員長は、議事運営を行う。
3. 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。
4. 小委員会は、委員長が招集する。
5. そのほか、小委員会の運営に関し必要な事項があれば、必要に応じ、随時定める。

以上でございます。ご質問、ご意見はございませんでしょうか。

特段ご意見がなければ、議事運営についてはご承認いただけますでしょうか。

((「異議なし」の声あり))

【事務局】 ご異議がないようでございますので、本小委員会の運営につきましては、案のとおり取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、委員長への選出に移りたいと思います。慣例によりますと、議事運営について、1のとおり、委員長は、委員の互選により選出することになっておりますが、まことに勝手ながら事務局のほうから提案させていただいてもよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。事務局といたしましては、社会資本整備審議会委員であり、都市の分野において幅広く高い見識をお持ちでいらっしゃる浅見委員がご適任ではないかと思っておりますので、その旨、ご提案させていただきたいと思っておりますが、皆様、いかがでございますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【事務局】 ありがとうございます。では、皆様、ご異議がないようでございますので、浅見委員に委員長をお願いいたしたいと思っております。

ここで委員長に一言ごあいさつを賜りたいと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】 委員長を拝命いたしました浅見です。この都市政策の小委員会というのは、これからの都市計画の少し長期的なあり方を考えていくという重要な小委員会であると承知しております。皆様のご協力をいただきながら、設置の趣旨に沿って、今後都市政策の基礎を築くということで、なるべく議論を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】 ありがとうございます。それでは、これからの議事進行は委員長をお願いいたしたいと存じます。委員長、よろしく願いいたします。

【委員長】 それでは、早速ではございますけれども、議事運営について、第3に基づきまして、委員長代理の指名をさせていただきたいと思っております。委員長代理には青山委員にご就任をお願いしたいと思っておりますが、よろしく願いいたします。

次に、審議に入ります前に、議事の公開について皆様にご了解いただく必要がございます。資料3の都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の議事の公開について案がございますので、事務局から説明をお願いいたします。

【事務局】 それでは、ただいま委員長からご発言いただきました資料3につきまして読み上げさせていただきます。

都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の議事の公開について (案)

都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会の議事は、プレスを除いて一般には非公開とする。

また、議事録については、委員等による内容の確認を得た後に、発言者の指名を除いて国土交通省のホームページにおいて公開することとする。

なお、プレスによる議事の撮影は頭取りのみとする。

以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。ただいまの説明に対してご質問、ご意見ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

【委員長】 特段ご意見がなければ、議事の公開についてご承認いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【委員長】 ご異議がないようですので、本小委員会の議事の公開につきましては、資料3のとおり取り扱ってまいりますので、よろしく願いいたします。

それでは、審議に入りたいと思います。初めに事務局からこの委員会における審議の進め方について説明を行った後、都市化の動向等、そして都市政策のこれまでの歩みについて資料に基づいてご説明をお願いしたいと思います。

【事務局】

初めに資料4でございますけれども、審議の進め方等についてでございます。本来、局長が冒頭ごあいさつの中で、この小委員会設置の趣旨についてご説明申し上げるところでございましたけれども、国会の関係で遅れておりました、順番が前後して恐縮でございますけれども、この委員会におきましては、我が国の都市をめぐる状況の変化を多角的に幅広く把握しながら、今後における都市政策の基本的な課題と方向性等につきましてご審議いただくため、幅広い専門の分野の先生にお集まりいただいておりますので、当面、各委員の先生方から専門的見地からの意見の聴取などを行いつつ、審議を進めていただければと思います。

また、必要に応じまして、お集まりの委員以外の外部の有識者の先生をお招きして意見聴取を行うことも考えております。

それから、スケジュールでございますけれども、今日の5月の第1回の小委員会の開催から、おおむね1年ぐらいで結論を得ることとして、検討を行っていただきたいと思っております。大体頻度は月1回程度の開催をお願いしたいと思っております。

先ほど当面各委員からの意見聴取をさせていただきたいと申しましたけれども、大体目安として、前半の半年間ぐらいでこういう意見聴取をさせていただきまして、それから、それに基づいて事務局において論点を整理させていただきながら、報告の案について検討していただく。そんな道筋を想定しております。

この検討の結果でございますけれども、社会資本整備審議会 都市計画歴史的・風土分科会

都市計画部会長に対して報告し、都市計画部会における今後の審議の参考に供するというふうにさせていただきたいと思っております。

この都市計画部会での審議でございますけれども、都市計画部会に対しましては、平成17年6月30日に国土交通大臣より、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという大きなテーマの諮問がなされております。現在2つのテーマが今後の審議の対象となるという予定になっておりまして、1つが、人口減少等に対応した新たな都市計画制度の基本的枠組み。それからもう一つのテーマが、安全で安心して暮らせるまちづくりの推進方策。2つございますけれども、本小委員会における検討結果については、この2つ、特に第1の都市計画制度の基本的枠組みの審議に反映されるものと考えておるところでございます。

以上、審議の進め方について簡単にご説明させていただきました。

引き続きまして、資料5、6の説明をさせていただきたいと思っております。初めに、「都市化の動向等について」という資料6の説明でございます。都市に関する状況と申しますか、データは、さまざま考えられるわけですが、本日は時間の制約から、都市の人口動向について、ごく基礎的なデータ等のご紹介をさせていただきたいと思っております。

1ページ目をお開きいただきたいと思います。初めに、都市の人口や面積の推移でございます。何が都市かということは、いろんな定義の仕方があると思っておりますけれども、本日の資料では、D I D、人口集中地区という指標を使ってご説明をしたいと思っております。

初めに、左側のグラフでございますけれども、D I D内の人口につきましては増加しているところがございますけれども、最近是比较的緩やかな増加になっておるところでございます。2005年現在の数字では、全人口の66%がD I D内に居住しているという状況になっております。ちなみに、50%を突破いたしましたのが、1970年の54%、それから、1985年には60%台に入りまして、今日に至っているという推移でございます。

一方、右側のグラフですけれども、D I Dの面積をお示ししております。こちらのほうも拡大しておりますけれども、人口に比べまして、より急激な拡大、特に1990年ごろに向けまして、大幅な拡大傾向を示しております。ちなみに、1960年から90年までの30年間に大体3倍になっております。

一方、人口につきましては、話が前後しますけれども、同じ60年から90年の30年間で1.8倍というようなことになっておりまして、この結果、右側のグラフの赤の折れ線で示しておりますけれども、D I D内の人口密度につきましては、特に1990年ごろに向けまして、大幅に減少したところがございます、その後はほぼ横ばいで推移しているところがございます。

こうしたことから、我が国が都市の人口増加の中で特に拡散した低密度な市街化を続けたという状況がうかがえると存じます。

次に、2ページをお願いいたします。これは、三大都市圏、地方圏別の人口移動、転入超過、転出超過の状況でございます。まず、1980年ころから東京圏への転入の超過が増加して

おります。1980年からバブル期の87年に向けまして転入超過が増加したところでございますけれども、それから、バブル崩壊後の94年に向けまして、転入超過数が減少し、一時的に転出超過になったということでございますが、1995年以降、再び転入の超過が拡大してまいりまして、今現在、ほぼバブル期と同水準まで増加しているというような状況でございます。

それから、名古屋圏や関西圏をごらんいただきますと、おおむね横ばいの状況でございますけれども、特に関西圏につきましては、若干の転出超が続いているという状況でございます。

一方で、地方圏でございますけれども、バブル期に向けて転出超過が増加しまして、それが一たん戻りますけれども、また最近に向けまして、転出超過が増加している。ちょうど赤い東京圏と相似形のような形で、地方圏における転出を東京圏が受け入れている。そんなふうに見えるところでございます。

それから、これに東京都を加えてみますと、東京圏がバブル期前後におきまして転入超過が増えていた時期においても、東京都自身は転入超過ということにはなっておらなかったわけですけれども、今回の東京圏の転入超過の拡大の中で、東京都につきましても転入超過が相当増えているというのが1つの特徴だと思います。

次に3ページをごらんいただきたいと思います。ただいま転入・転出超過の数についてご説明しましたけれども、それでは、人口全体の動き、増加の傾向はどうなっているかというのが左側のグラフでございまして、これは1975年を100として指数で表示させていただきました。全国が真ん中辺の緑でございまして、1975年を100といたしますと、115ということになっております。それに対して東京圏は、より増加率が大きく、2007年に130に達しております。また、名古屋圏につきましては、119ということでございます。それから、関西圏につきましては、先ほど転出超過が続いていると申しましたけれども、111という形になっております。それから、一番下の地方圏でございますけれども、こちらにつきましては、2000年から既に減少傾向にありまして、75年に対して108ということになっております。全国的には2006年をピークに人口減少を始めているという状況でございますので、地方圏については、それより早く減少傾向に転じているという状況でございます。

右側につきましては、圏域別に棒グラフで示したところでございまして、この定義に従いますと、2007年におきまして50.0%、詳しく言うと49.99%でございまして、地方圏が50%を切ったというような報道がなされていたところでございます。

最後、4ページでございます。それでは、都市の人口増減につきまして、都市の性格とか規模別に見たらどうかということをやってみたのが、このページの表でございます。初めに、三大都市圏につきましては、下に参考としてまとめて示させていただきます。三大都市圏で合計して4.1%の増加ということでございますけれども、上のほうでは、残りの地方圏の36道県の都市について、都市といっても市町村別のデータでございますけれども、状況を見て

みたものでございます。地方圏の合計では、1995年から2005年の10年間でマイナス0.5%ということになっておりますけれども、そのうち、町村を除きました市部におきましては0.0%ということでございます。

これを都市の性格規模別に少し分けてみますと、ブロック中枢都市、いわゆる札幌広福という4つの都市でございますけれども、ここにつきましては、10年間で6.5%の人口の増加という形になっております。これは、東京都の区部と比較しますと、同じ時期、東京都区部で6.6%、また、名古屋市では2.9%ということでございますので、やはり相当程度顕著な増加の傾向と言えるかと思えます。

それから、次に、県庁所在都市、ブロック中枢都市を除きました県庁所在都市につきましては、1.1%の増加ということでございます。

最後の2つは、県庁所在都市、ブロック中枢都市以外の都市を10万以上、10万未満に分けて計算したものでございまして、10万以上の都市ではマイナス0.3%、10万人未満の都市ではマイナス2.1%ということで、規模がより小さいと人口の減少の程度が若干大きくなるという傾向がありますが、いずれにせよ、県庁所在都市以外の中小都市については、全体として減少傾向にあると言えるのではないかと思います。

最後に、順番が前後して恐縮ですが、ここでの都市の定義といえますか、市町村のとり方について一言申しますと、実は1995年以降に市町村合併によりまして大幅に市町村数が変わっておりまして、このデータは、2006年3月末時点におけます全国の市町村数1,822になった状態を基本といたしまして、過去にさかのぼって、合併した市町村を合わせたもので見たというものでございます。

以上、資料5のご説明でございます。

続きまして、資料6の説明に移らせていただきます。都市政策のこれまでの歩みをごく簡単に振り返らせていただくという趣旨の資料でございます。資料の1ページをごらんいただきますと、便宜上、昭和43年の新都市計画法の制定から始めさせていただいております。もちろんこの前にも、例えば昭和29年の区画整理法の制定、昭和31年の都市公園法、昭和33年の下水道法の制定といった都市整備の趨勢に合わせて大きな制度の制定をされているわけでございますけれども、ここでは、昭和43年からご説明をさせていただきたいと思えます。

初めに、昭和43年の新都市計画法の制定でございますけれども、その背景といたしましては、人口及び産業の都市集中、市街地が無秩序に拡散していた。あるいは、都市環境の悪化、公共投資の非効率の弊害、こういったことを背景といたしまして、その前の都市計画法、大正8年に制定された法律でございましたので、これが全面的に見直されて、新たに制定されたものでございます。

新都市計画法の内容は多岐にわたりますけれども、ここでは3点だけ掲げさせていただきました。初めに、都市計画の決定主体につきましては、旧都市計画法におきましては、すべ

て建設大臣が都市計画決定をするということになっておりましたけれども、新しい法律で、広域的また根幹的な事項につきましては、都道府県知事が、また、その他の事項については市町村が決定するというような形で都市計画決定主体の変更が行われたわけでございます。

それともう一つ重要な制度は、市街化区域と調整区域の区域区分の制度でございまして、優先的・計画的に市街化していくべき市街化区域と市街化を抑制していくべき調整区域に区分をした。また、開発許可でありますけれども、市街化区域内でありましても、一定水準のインフラ整備がされていない場合には開発できないこととなります開発許可の制度もあわせて創設されたところでございます。

それから、同じ段の右下に参考のために都市計画の基本理念、都市計画法の第2条を掲げさせていただきます、現在もこれが都市計画の基本理念となっておりますところでございます。

それから、次に昭和44年でございますけれども、都市への人口集中による過密化、不合理な土地利用といったことを背景としまして、都市再開発法という事業手法を創設する法律が制定されたところでございます。

それから、昭和47年には、都市化の急激な進展に伴う緑地やオープンスペースの減少といったことを背景といたしまして、都市公園を緊急計画的に整備する、促進するための都市公園整備5カ年計画を策定するため、都市公園等緊急措置法が制定されました。

ちなみに、下水道につきましても、第1次の5カ年計画が昭和40年につくられておりました、下水道整備の緊急措置法も昭和42年に制定されているところでございます。

次の2ページでございます。昭和47年に日本列島改造論が発表されております。この日本列島改造論におきましては、均衡ある国土の発展のために大都市の機能を地方に再配置する。特に工場、大学、研究機関等を地方に分散するといった政策が打ち出されたところでございます。

昭和48年でございますけれども、都市化の急激な進展に伴う緑の急速な減少ということを経験といたしまして、既存の良好な自然的環境を積極的に保全する緑地保全地区制度や、あるいは都市所有者が協定を結びまして、民間によって緑化を行う緑化協定制度の創設などが行われたところでございます。

昭和49年でございますけれども、地域振興整備公団の発足、これは先ほどの日本列島改造論を受けたという形になろうかと思っておりますけれども、大都市の人口や産業を地方へ分散するとともに、国土の均衡ある発展を図るという政策目的のために、これは工業再配置・産炭地域振興公団というのを改組・拡充しまして、地域振興整備公団をつくったものでございまして、都市行政との関係では、地方都市で大規模な宅地造成その他の都市整備を行います地方都市開発整備等業務をこの公団が行うことになったということでございます。

同じく49年に生産緑地法の制定がございまして、農地等で良好な生活環境の確保に相当の効用を持ち、公共施設等の予定地として適するものを生産緑地として都市計画で指定すると

いう制度でございまして、生産緑地となった農地につきましては、いわゆる宅地並み課税の対象外となるという制度でございます。

それから昭和50年でございますけれども、大都市地域における住宅問題の深刻化に対応しまして、大都市圏域に宅地開発協議会を設けたり、あるいは、区画整理促進区域制度を創設するなどの大都市地域における住宅地等の促進に関する特別措置法が制定されたところでございます。

3 ページでございますけれども、同じく昭和50年には、人口と産業の大都市集中に伴う宅地の供給促進のために宅地開発公団が発足したということでございます。

これまでのところでは、大体都市化の急激な進展とか人口及び産業の大都市集中に追いついていくための数々の新たな制度の導入等の施策が講じられてきたというところでございます。

次に、昭和54年でございまして、これは、個別の政策というより、都市整備のビジョンでございまして、都市計画中央審議会から昭和54年に「長期的視点に立った都市整備の基本方向について」という、21世紀の都市のビジョンと呼んでおりましたけれども、そういうものが発表されております。これは内容が多岐にわたっておりまして、うまくまとめることができなかつたんですが、基本的な問題意識としては、右側にありますように、我が国では都市整備の歴史が浅く、社会資本ストックが少ない、土地利用計画が不十分だというような認識のもとに、都市政策の基本方向を明らかにしたものでございます。また、当面、構すべき施策としては、この次に出てまいりますけれども、地区建設計画制度の創設等を提言しているところでございます。

次の昭和55年ですけれども、いわゆる地区計画制度の創設でございます。これは開発許可制度と建築確認制度との中間領域につきまして、地区レベルで計画を策定して、民間の開発建築行為を適正に誘導しよう。あるいは、身の回りの快適性、都市の美しさをつくっていく。そういうような観点からも地区レベルの計画の重要性が増大したということございまして、小さな地区レベルにおきまして、地区施設の配置とか規模、建築物のデザイン、敷地に関する事項など、一体的に定める地区計画制度が創設されたものでございます。

次の住宅都市整備公団の発足、昭和56年でございますけれども、これは行政改革を契機として、日本住宅公団と宅地開発公団が統合されたものでございますけれども、これに際しまして、新たに都市機能の更新等を主な目的とする都市の再開発事業を新しい公団ができるというようなこととされたところでございます。

次は、環境影響評価につきまして、閣議決定によって環境影響評価を行うことになったというものでございます。

4 ページでございます。昭和60年、これは同じ年のプラザ合意を受けての内需拡大の対策というのが政府として打ち出されたところでございまして、この中で、民間活力を最大限に

活用するということが盛り込まれておりまして、公共的事業分野への民間活力の導入などが順次図られていくことになるわけでございます。

昭和61年、前川レポートでは、内需拡大策に重点を置くというような方針が出されておりました。同じ年、民間事業者の能力の活用による特定施設の整備促進に関する法律、いわゆる民活法も制定されたところでございます。

昭和62年になりますと、農業の生産条件と都市環境との調和のとれた地域整備の推進ということで、集落地域整備法が制定されております。また、同じく民活の流れで、民間都市開発事業につきまして参加や融通の業務を行う民間都市開発推進機構を指定いたしまして、無利子貸付等の支援措置を講ずるといった制度が創設されたところでございます。

5ページでございます。平成2年でございますけれども、いわゆるバブルによる地価高騰がほぼこのころピークに達しておりました。平成2年には大蔵省銀行局長からの通知によりまして、いわゆる総量規制が実施されたところでございます。また、金融の施策だけではなくて、平成3年には土地の資産としての有利性を縮減し、投機的な土地取引の抑制を行うといった目的から、土地税制の改革が行われまして、地価税の創設や土地保有課税の強化なども図られたところでございます。

それから、平成4年でございますけれども、都市計画の面でも、地価高騰対策等を目的とする制度改正が行われたわけでございまして、用途地域を詳細化する。特に住居系の用途地域が3つであったのを7つに細分化するというようなことを内容とする都市計画法の改正が行われました。これは、住宅地にオフィスビルが進出することによりまして、地価の上昇ですとか住環境の悪化が生じているといった認識のもとに行われたものでございまして、あわせまして、地価の問題と直接関係ございませんけれども、市町村の都市計画に関するマスタープランの制度も創設されたところでございます。

続きまして、平成7年の1月に阪神・淡路大震災が発生いたしまして、それを教訓といたしまして、平成7年に被災地市街地復興特別措置法、また平成9年に密集市街地における防災街区の整備促進法が制定されたところでございます。

続きまして、6ページでございます。都市計画中央審議会のほうの中間取りまとめで、都市政策ビジョン（仮称）というものが出されました。ここでは、都市の拡張テンポが低下してきている。一方で、都市の中心部では空洞化などの問題も生じてきているということで、それまでの「都市化社会」と対比した形で言えば、「都市型社会」への移行ということが言えるのではないかとということで、都市の再構築を推進すべきという趣旨のビジョンが出されたところでございます。

同じく平成9年、環境影響評価が法定化されたということでございます。

それから、平成10年でございますけれども、平成10年には、中心市街地の空洞化などを背景といたしまして、中心市街地の整備改善と商業等の活性化を一体的に推進する中心市街地

活性化法の制定が行われました。

それから、平成13年でございますけれども、緊急経済対策が出されております。これは、景気回復の遅れの原因が株価や地価の下落に始まったバランスシート調整の遅れにあるという認識のもと、金融再生と産業再生、あわせて都市再生、土地の流動化ということが打ち出された緊急経済対策でございまして、不動産市場が低迷しており、このことは資源の有効利用や資産の適正な価格形成もおくらせているということで、都市再生、土地流動化の具体的な中身としては、内閣総理大臣を本部長とする都市再生本部を設置し、21世紀型都市再生プロジェクトを推進する等となっております。

次の7ページでございまして、このことも踏まえまして、平成14年には都市再生特別措置法が制定されております。これは今、経済対策の話をしていただきましたけれども、決して経済対策の意味合いだけではなくて、都市の魅力と国際競争力を高めるということが経済構造改革の一環としても重要な課題であり、民間の資金やノウハウを都市の再生に振り向けることが不可欠という認識のもと、具体的な内容といたしましては、都市再生緊急整備地域を政令で定め、本部が整備方針を決定する。国がリーダーシップをとって都市再生を推進する。用途地域等に基づく規制の適用除外、民間事業者による都市計画の提案制度などを創設したところでございます。

次の平成15年は、新たな社会資本整備審議会によるビジョンでございまして、このビジョンにおきましては、背景のところ、市街地縮小の時代に入ってきたという認識のもと、「集約・修復保存型都市構造」へと転換していくということが打ち出されてございまして、今日にこの流れが至っているわけでございます。

それから、平成16年でございまして、都市再生特別措置法によりまして、市町村の創意工夫あるまちづくりを支援しようという趣旨から、まちづくり交付金の制度の創設等が行われたところでございます。

次に8ページでございまして、平成16年には、それまで個性ある美しい町並みや景観形成といったニーズから地方公共団体において景観条例が制定されるなどの取り組みがある程度進んでいたところでありますけれども、国政の重要課題として良好な景観形成を位置づけ、また地方公共団体の取り組みを支援するための法的な仕組みが整えられたというものでございます。

それから、平成18年でございまして、新しい時代の都市計画はいかにあるべきかという社整審の一次答申がなされてございまして、この中で集約型都市構造が定義された上で、広域的都市機能の適正立地のための都市計画制度の導入ということが提言され、それがこの下の都市計画法・建築基準法の一部改正で実現したものでございまして、工業地域、白地地域などにおきまして、商業施設などの大規模集客施設の立地を原則として禁止する。あるいは、それまで病院、学校等の公共公益施設につきましては、開発許可の対象外となってお

て、それが市街地の拡散につながっていた面があったと言われておりましたけれども、それらを開発許可の対象とするというような改正が行われたところでございます。

最後、9ページでございますけれども、これは現在、国会に提出しているところの法律でございます。文化財としての建造物を核とした歴史的風致を維持・向上するためのまちづくりに対する支援。例えば歯抜けになっている武家屋敷とか家並みを、それに合ったような建物をそこに建てていくとか、修復型のまちづくりのようなことも可能にするというような趣旨の法律でございます。

それから、最後でございますけれども、地球温暖化に関連しまして、都市のあり方も地球温暖化に大きく影響を及ぼし、低炭素社会構築に向けて都市構造も転換が必要であるとされてきて、京都議定書目標達成計画の改定におきまして、集約型・低炭素型都市構造の実現や、あるいは下水道における資源のエネルギーとしての有効利用などが打ち出されたところでございます。

雑駁な説明でございますけれども、資料説明は以上とさせていただきます。

【事務局】 審議の途中ではございますが、局長が国会より到着いたしましたので、改めてごあいさつ申し上げます。

【都市・地域整備局長】 都市・地域整備局長の増田でございます。法案審議の関係でおくれてまいりまして、まず最初におわびを申し上げたいと思います。

委員の皆様におかれましては、都市政策の基本的な課題と方向検討小委員会委員にご就任いただきまして、まことにありがとうございます。また、本日は、大変お忙しい中、遠方からもご出席いただいたということで、重ねてお礼を申し上げます。

先ほど浅見委員におかれましては委員長に、青山委員におかれましては委員長代理にそれぞれご就任いただいたと伺いまして、今後、議事運営につきまして、何とぞご指導よろしくお願ひ申し上げます。

今、事務局から、若干雑駁で長かったと思うんですが、都市化の動向の話と、それから、これまでの都市政策の概略につきましてご説明申し上げます。ご案内のように、我が国の都市をめぐる環境は、今、激変の中にございまして、一大転換期を迎えているわけでございます。1つは、人口の動向でございます。我が国の人口、2004年にピークを迎えまして、以下、本格的な減少に入っておりまして、2050年には1億人を切るという、かなり急速な人口減少が見込まれます。また高齢化も、現在2割程度ですが、これも2050年には倍の4割になる。つまり、1億を切る人口で、4割の高齢化率の社会というのは一体どんな社会なのかということが今大きな問題になっています。

これは平均でございますが、実はかなり跛行的に進みまして、地方都市、特に中山間地域等では、特にその中心都市の地方都市、もっと大変な事態になってくる。周辺では限界集落の問題が出てくる。この国土をどういうふうに住まうのかという大変大きな問題が今出てき

ております。それを都市計画としてどういうふうに対応するのか。従来から、都市農村計画、都市部だけではなくて、もっと広く計画すべきだという議論もありますが、こういった人口の流れの中で、都市計画制度をいかに改変するかというのが大きな課題になっているところでございます。

2つ目が、地球温暖化の関係でございます。本年度から京都議定書目標達成計画がスタートしているわけですが、その中でも、いわゆる面的な広がりの方策、都市レベルの方策というのがかなり大きくクローズアップされてきております。新聞等によりますと、ポスト京都では、2050年で、6割から8割のCO₂削減ということでございますので、これは従来型のセクターごとの方策だけでは決して対応できませんで、まさに低炭素型の社会をつくる、低炭素型の都市構造に転換することが大きな課題になってきておまして、これについても、都市計画制度というのはどういうふうに対応をされているかという問題がございます。

3つ目が、グローバル化の問題でございます。これは経済社会の各方面で、我が国の国際的な地位の低下というのが叫ばれて久しいわけですが、その中の都市間競争の中で、東京、大阪、名古屋といった我が国の世界都市、大都市の地位がどんどん低下しているのではないかと。成長著しい東アジアの中でも、香港、上海、シンガポール等に置いていかれている。

こういった中で、一方では先ほど言いました地方都市、地方の活性化をどうするかという問題も多くあるわけですが、まさに日本経済をリードする東京、大阪といった世界都市、大都市をどういうふうに対応をアップし、魅力あるまちづくりをするかということも一方で大きな課題です。ややもすると、地域の活性化だと、東京を抑えて地方にというような声も出てくるんですが、やはり首都東京をどうするかという大きな課題も都市計画の課題だということでございます。

それから最後に4点目は、今度の広域合併の関係で、行政が非常に広域化している。一方では、もともとあった町村の行政が非常にないがしろにされてきているのではないかと。むしろ、市町村の下レベルの地域経営みたいなものをもう1回考えるべきではないかということが言われておまして、現在策定中でございます国土形成計画の中におきましても、新たな公という形で、市町村とは違うまちづくりの主体でありますとか、あるいは地域経営の主体、NPOの問題がありますし、あるいはアメリカ等によるBIDみたいな、新しい地域経営主体みたいなものをこれからのまちづくりにどういうふうに対応していくかという問題も出てきています。

こういう中で、都市の状況ですが、戦後の急激な都市化になかなか対応できませんで、拡散型で低密度の、決して質の高くない市街地が多く存在している。そういった負の遺産をこれからどういうふうに対応を、こういった人口減少の中で集約化していく、修復していくかという大きな問題を抱えながら、今申し上げました新しい課題に対応しなければいけない。今の都

市計画法は、まさに人口急増、都市化の急激化を踏まえて、右肩上がりの経済社会を前提につくっている制度でございまして、これからのこういった都市計画に期待される役割からいいますと、随所で今ミスマッチが起こっております。ということで、私どもはこれから抜本的な都市計画制度の見直しをしなければいけない。そういう状態にたち至っているわけでございます。

ただ、具体の都市計画制度の制度設計をどうするかということを考えるに際しては、これからの経済社会がどういうふうに移っていくのかということがなかなか不透明で、それから、国民の各層の間で、望ましい都市のビジョンについてのコンセンサスもなかなか得られてないんじゃないかということがございまして、そういった具体的な都市計画制度の制度設計に入る前に、この社会資本整備審議会都市計画部会でしっかりとご審議をいただかなきゃいけないわけですが、それに先立ちまして、もう少し原点に戻って、社会経済の状況につきまして少し勉強しようじゃないかと考えております。

そういったことで、今回この小委員会を設けさせていただきまして、幅広い分野でご活躍され、高い識見等をお持ちの委員の先生方にお集まりいただきまして、これからの都市の推移、あるいはまた、望ましい都市のあり方とはいかにあるべきかということにつきまして、それぞれのお立場から是非ご議論をいただきまして、ご指導いただきたいということで、この小委員会を設置させていただいたわけでございます。

そういったことで、私ども、決して腹案を持って、腹案のとおりのご答申をご報告をいただくことでこの審議会を運営するつもりは全くございまして、全く白紙の状態、これからの都市のあり方、都市計画に対する期待というものをご議論いただければと思っておりますので、是非それぞれ忌憚のない自由なご議論をお願いしたいと思います。

簡単でございますけれども、冒頭のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【委員長】 どうもありがとうございました。

それでは、全体的な意見交換については後で行うことにいたしまして、まず、先ほどの事務局からの説明に対するご質問等があれば、お願いしたいと思います。何かございませうか。

特になければ意見交換に移りたいと思います。きょうは第1回目でございますし、先ほど局長が仰ったように、白紙で様々な議論ができるということですので、まずは委員の皆様から自由にコメントをいただきたいと思っております。大変恐縮ですが、順番にお1人2、3分程度でお願いしたいと思います。その上で、残された時間があれば、さらに自由な意見を交換したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

【A専門委員】

局長からのご挨拶の中で、論点の整理がございましたけれども、非常に多岐にわたる内容

なので、これについて全て簡単に答えを出すわけにはいかないと思います。先ほどのプレゼンテーションは、最初に人口の話から始まったので、人口に関係したことをお話ししたいと思います。

今日お配りいただいた資料の1ページ目の資料は、横軸のタイムスケールが1960年から2005年になっています。その次の2ページ目が1975年から2005年になっております。もちろん資料の都合上だと思うんですが、これには少し問題があると思います。2ページ目の人口の転入・転出、これも1975年から書かれておりますが、実を言うと問題はこれ以前にあったように私どもは認識しています。

というのは、「Uターン」という言葉が初めて使われたのは1970年の国勢調査のときだったと思いますが、実はそれ以前とそれ以降は、特に大都市と地方にかかわる人口の動きは大きく変わっています。2ページ目のこれだけを見ると、東京圏はそれなりに人が多いし、最近はもちろん人口も増え気味に見えるのですが、実を言うとそれ以前の動きに比べると、全然桁が違います。実はこれ以前を書くともものすごく目盛りが変わります。その問題が、これからの大都市圏、私どもはおそらく地方中核都市もそうかと思っておりますが、そのあたりの都市の政策をどうしていくかについての非常に大きなポイントになるだろうと考えています。

具体的に言いますと、高度成長期に大量に入ってきた人たちが大都市に住み着いて、彼らはいわゆる団塊の世代ですので、もうそろそろ定年です。そして高齢者になるのがもうしばらく先です。そういう方々が大量にいるという問題です。先ほど事務局からのご指摘にもありましたように、大都市の郊外はすごく低密度で、必ずしも良好と言えない市街地が広がっており、その問題が大きい。そのご指摘はまさにそのとおりで、高度成長期に入ってきた非常に多数の人たちとその子供たちがいるわけですが、それがどうなるのか。実はそのところは、現実に調べてみますと、非常に厳しいことが予測されていて、特に郊外、しかもなおかつ駅から遠いかい、あまり条件のよくないところが非常に厳しいということが予想できます。

これをどう受けとめていくか。実を言うと、今日の2ページ目の資料にも少し反映されているんですが、実は都心回帰の動きがあって、一方で先に述べたような地区があり、選択的に人が動くもので、本当に取り残される地域が出てまいります。私どもは、大都市の中の過疎と言っているんですけども、本当に過疎地と同じようなことが構造上起こってまいります。しかもその量が多いのです。過疎地に比べて人の数がものすごく多いので、それに対してどう対応していくかというのが非常に大きい問題だと思っております。

それは、先ほど局長からのご指摘もありましたように、都市政策上の大きな課題でもあるんですが、同時に、それはおそらく社会政策上の大きな課題にもなります。今回は、国土交通省の会議でございますけれども、もっと枠を超えた広い範囲で議論を重ねていかなければ、おそらくこれに対応できないのではないかと危惧しております。他にも本当の中山間地の過

疎など、いろいろ問題はあると思いますが、とりあえずそのことについてまず指摘したいと思います。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。それでは、次の先生、お願いいたします。

【B 専門委員】

先ほど局長からの発言がございましたように、これからの流れというのは、人口減少下での成熟型社会が始まっているわけで、今まで経験していなかったことが起きています。その中でどうするか。都市計画制度は、簡単に言えば、規制と誘導を繰り返してきたわけでございますけれども、おそらくもうこれでは無理だろうと思っております。

それについて、とりあえず3つだけ問題点を挙げてみますと、まず第1点目が、さっき出てきたキーワードに「国際競争力」がございます。これは現在いわば錦の御旗でございまして、これを使うと何でも次に進むような状況でございますけれども、国際競争力というのはかなり重要なことであります。1962年以来、長い間、全総計画で均衡ある発展をやってきました。均衡ある発展というのは極めて重要なテーマであって、みんなが豊かになる、誰も反対できないといったものですが、それはあくまでも国際競争力という極めて熾烈な状況になる前の国内のレベルアップの話でした。そういうことを考えると、均衡ある発展という政策が終わる中で、次のテーマは何なのか、次のパラダイムは何なのかということがまだ決まっていません。これを決めないとおそらく方向は出ないだろうと思います。大変な問題でありますけれども、課題になっております。

2つ目は、大都市圏であります。今まで三大都市圏ということで国土庁を含めて政策を行ってきておりましたが、おそらくこれからの時代、最大のテーマは東京大都市圏であります。既にその兆候はこの数年間現れているわけで、東京がどうなるかは実は日本がどうなるのかということと全くリンクしており、東京のことをほかの地域と同じには考えられません。東京をどうするかを決めないと、結果的には日本の運営を行っている原資をつくれないうわけですから、東京についてどういう形で対応するのかということを決めねばなりません。これは当然都市計画制度でも、東京における特別なことは何なのか、何が必要かという議論が必要であろうと思っております。

それから、3点目は、地方の問題で、現状は既に人口減、それから、産業が無くなる、さまざまな局面で今までとは違う状況になっています。何とかしたいという精神はもちろんです、現実問題としてどうするのか。一言で言うと、人が住まねばならないことがあるのか、ないのか。あるなら、どこなのか。今までの議論は、人がいるから何とかするという話でしたが、問題はそうではなくて、国家運営、あるいは国土政策の中で、人が住むべきところ、あるいは人が住んでいられるところ、さらに住んでいられない場所はどうするのか。1つの方法は、もちろん自然の確保もあるでしょう。それから、産業の確保もあるでしょうけれど

も、一言で言うと、均衡ある発展とは違う対極の概念にあるわけで、メリハリをどうするか、どこを守れば国にとって重要なのかという視点がなければ、これからの政策運営はできないだろうと思っております。

そういう中で、おそらく今回のテーマであります都市計画制度をどうするかについての1つの方向感、今までの制度は規制と誘導の繰り返しでしたが、あくまでも造語ですけれども、「創造型の都市計画」、これをなくして答えはないのではないかと思います。ですから、もちろん今ご説明があった長い間の都市政策、都市計画がありますけれども、バブル崩壊後日本の価値観が変わり、世界も変わり、現状の日本は特に厳しい。この中でやることは、今までの延長上にありながら、新たな次のステップである創造の段階に入る。ですから、創造型、クリエイションの都市計画は何かという議論を是非していただければいいと思っております。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の方、お願いいたします。

【C専門委員】 先ほど都市・地域整備局長から、今後の経済、社会がどうなっていくか不透明であるというお話がありました。全く私もそのとおりでと思うのですが、経済、社会がどうなっていくかということの中で、やはり都市が経済発展のエンジンになっているのではないかと、私は実務の世界に身を置いて感じるところであります。

そういった中で、今までは均衡ある発展ということで、同じように進んでいこうということだったのですが、強いところは強く伸ばしていくといった政策を都市計画の中でも取り入れていただきたいと思っております。それがアジアにおける日本の今後の立場を今以上のものにしていく、あるいは、日本経済そのものを持続的に発展させていく1つ大きな基本的な要素になると考えております。

一方で、低炭素化ということも大きなテーマであります。都市が大きなCO₂を発生させているのは事実でございますけれども、1人当たりの発生量ということで見れば、逆に都市は非常にエネルギー効率がいいのではないかとこの見方もあるかと思います。そういったことで、先ほどご発言がありましたけれども、人が本当にどこに住んでいったらいいのかということを含めて、今後議論していく必要があるのではないかと考えております。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の先生、お願いします。

【D専門委員】 私は農業経済の分野におりまして、最近、東京の土地、農地、それから農業について見るのがございますので、そういう点から今後お話をさせていただきたいと思っております。私自身がいろいろな現場を見ながら思う点は、先ほどのご議論の中にもあったように、市町村より下のレベルの地域経営という視点が必要だということでしたが、面的な計画とおっしゃる中で、農地等の観点で見ていくと、もう少し狭い範囲の空間の中でのコンセンサスづくりというのが非常に重要ではないかと思っております。また、農業や農地

についても多面的機能という議論がございますけれども、やはり空間の様々な機能に関しての価値観なり便益なりが都市に住まう方々の中で非常に多様化しているというのを感じております。このような中で、いわゆる都市部門と農村、農業部門の補完的な関係が点的にはかなり存在しておりまして、それを一種のモデルとして波及させていくようなことができないだろうかということをご常々考えております。そういったことについてこれからもお話しさせていただきたいと思っております。以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。それでは、次の先生、お願いします。

【E 専門委員】 私は、行政法という科目が専門なのですが、講義では環境法も担当しております。特に環境法の観点から考えているところを申し上げたいと思っております。その前にまず第1点として、人口の動きについて説明していただいたときに、東京圏や関西圏という区分がありまして、これは都道府県という行政区画で区切られているのですが、都市を考える上では行政区画を超えた部分も考えなければいけないのではないかと考えております。例えば、関西圏の人口が横這いしないしは少し下がっているということですが、名古屋圏に入っている三重県は、北半分は名古屋ですけれども、南はほとんど大阪に近いので、三重県はもう少し細分化して考える必要があるのではないかと思います。要するに、行政区画での人口の動きということも大事ですけれども、都市と人のつながりの実態をもう少し見る必要があるのではないかと考えます。

それが第2点につながるのですが、まちを設計するときに、環境法の視点からいいますと、循環ということと、それからエネルギーの効率というのが大事になると思います。エネルギーということになりますと、できるだけエネルギーを使わないほうがいいと思いますので、歩けるところは歩く、歩けないところはまずは自転車、それ以上が車、そして、もっと遠いところは公共交通という使い分けを適宜にできるようなまちの設計をする必要があると思います。そのためには、職住接近ということもありますが、役所の位置をどう配置したらいいとか、そういう細々としたことも考えなければいけないと思いますし、それから、いろいろな公共施設の配置ということも、実際の隣町、行政区画を超えた隣町の動きも鑑みて配置する必要があるということが考えられます。

それから、循環についてです。この前、スウェーデンが環境都市を設計して国際的に売り込んでいるという報道をやっておりましたが、私もスウェーデンで在外研究しておりましたので、彼らの考え方はよくわかります。結局、循環というのが発想の根源にあるようです。循環については、我が国では、循環型社会形成推進基本法というものがありますが、今のところ、生産物の循環に止まっております。しかし、スウェーデンの人たちの考えている循環の根本は水の循環にありますし、あるいは、リンとか窒素のような天然資源についても対象になっています。日本だとリンは今、農水省が穀物肥料としての利用を考えておられるようですが、下水道の中から取り出すことを考えますと、それが実際に可能な都市の範囲がどの

程度かということも考えないといけないと思います。とにかく生産物の循環だけではなく、天然資源の循環ということも考えてまちを設計する必要があるという時代に来ているのではないかと思います。

以上です。

【委員長】 どうもありがとうございました。それでは、次の方、お願いします。

【F 臨時委員】 今日は初回ですので、大きな話を3点ほどさせていただこうと思います。

資料6で都市政策のこれまでの歩みをご説明いただいて、少し感じたことを申し上げたいと思います。1つ目は、資料にはほとんど大都市を相手にした政策が並んでいて、最後の方の数年間だけ少し地方のものが出てくると感じました。日本の場合には、都市問題という、大体、大都市に集中して発生していたので、当然そこに手当てをすることだったわけです。それがうまくいった結果として、地方に問題が出てくると今度は地方に視点を移すと言う状況になっていると思います。大都市と地方、両方見据えたような都市計画はなかなか取り組まれてこなかったというのが正直な印象でございました。今回大きな方向を考えると、大都市の問題も地方の問題も大事であるという視点を失わないことが非常に重要なのではないかと思います。これが1点目です。

それから、2点目は、D I Dのグラフを見ていて感じたことですが、日本の市街地というのは、大都市も含めて非常に低密にできてしまったというのが率直な印象ではないかと思えます。もちろん東京を始めとする大都市の一部には高密度に利用されているところもあるわけですが、おしなべて見ると、低密で利用されているのではないかと思います。

その意味で、1968年の都市計画法は、大都市圏の郊外の農地が無秩序に宅地化されていくというスプロールの問題に対応しようとしてできたわけですが、この場合のスプロールというのは、極めて日本的な狭い意味でのスプロールです。本当のスプロールの意味は、計画的であろうが、無計画であろうが、超低密に広がっている市街地のことを指すので、本来の意味でスプロールに広がってしまった部分も含めてどう対応していくのかということが、都市計画の土地利用の部分では大きな課題になっているのではないかと思います。

それから、3番目は、「都市政策のこれまでの歩み」という資料を拝見していて気づいたことですが、お金の話が出てきたのは唯一まちづくり交付金のところだけでした。都市計画は結局のところお金が必要です。高度成長期のように、放っておいてもお金が入ってくるような状況でない中で、都市計画を行っていく上での財源をどうするかという問題は、大きな課題なのではないかと思っています。そこまで議論が発展するか分かりませんが、低成長期や、あるいは分権という中で、都市計画の財源の話大きな1つの課題として私自身は捉えたいと思います。

以上です。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の先生、お願いします。

【G委員】 私が都庁に入ってからしばらくしてから、ご説明のあった新都市計画法ができて、これに基づくゾーニングの手續や都市施設の都市計画決定手續など、都市計画法のもとで仕事をしてきたという立場から2点ほど申し上げたいと思います。

1つは、この資料にもあるように、今の都市計画法は、土地の合理的な利用を目的としているわけですが、その考え方に基づいて現実に都市の建築をコントロールする制度というのは、容積率制度を基本として行われているわけです。まずゾーニングをして、それに基づいて一定の幅で建ぺい率や容積率が決まっていくという形で行われているわけです。これは、実は都市側の要請に基づいてできた制度だと思います。床面積が増えると交通発生量が増える、エネルギー需要量が増える、その他の都市的な都市施設の需要が生じるということから、特に高度経済成長時代には床面積をコントロールするということが都市側から非常に切実に必要とされたという経過があると思います。

しかし、高度経済成長時代が終わって、違った価値観が都市を支配するようになってきたわけですし、環境や景観、福祉、その他諸々の非常に多様な価値観が支配する、特に生活の質的な向上が人々の価値観を支配する、そういう時代になってくると、容積率を基本に都市をコントロールするのではなくて、総合的な観点から都市をコントロールするような都市計画法に変わっていかねばなりません。もちろん資料にあったように、いろいろと付加的な制度が加えられてきて、それなりに現実に対応してきたわけですし、また容積率というのは、土地の価値を決定してきているという財産的な、経済的な重要性もあるので、これをいわゆる構造改革的に一旦に放棄するという事は考えられないわけですが、40年以上たつて、基本的に価値観が変わった中で、新たな都市をコントロールする手段として何が必要なのかという議論をこの小委員会でして頂くといいのではないかと思います。現実にはアメリカの場合も、ヨーロッパの場合も、容積率制度を経て、かなり抜本的に変わった制度になりつつあるということもあると思います。

それから、2点目としては、これと関連しておりますが、ヨーロッパの場合、土地利用計画からスペイシャルプランニング、空間計画の考え方に変わってきております。あるいはアメリカの場合、成長管理政策からスマートグロースに変わってきたという過程で、土地利用を基本とした都市計画の制度から、経済や福祉、教育など、総合的に社会の全体のありようを議論して、その中で都市計画を決めていくという考え方に、変わりつつあると思います。その中で、容積率制度を撤廃してしまった国もあるし、あるいは、容積率の上限については、日本の場合では基準容積の最高限度を1,000から1,300に先般上げたわけですが、むしろ2,000%台というように事実上容積率制限がないような形に変えてきた国や都市もあります。そういう流れもありますので、日本の場合もやはり、ゾーニングだが、事実上容積率制度が基本というやり方では新しい時代の価値観に即応できないという面もあると思います。こういった観点から、都市計画の基本的なルールのあり方を大胆に検討し直すということに

についても、この小委員会で議論していただくといいのではないかと思います。

以上2点を、とりあえず冒頭の問題提起として申し上げておきたいと思います。

【委員長】 どうもありがとうございました。それでは、次の方、お願いします。

【H委員】 先ほど分権という話が出ましたけれども、どこで意思決定していくのかということは、計画を考えていく上で、1つ大きなテーマだと感じています。

これまでの制度は、もちろん今もそうですけれども、全国一律的に、メニューから選んでいくという枠組みです。全国どこでも同じような仕組みの中で計画できたというときにはよかったのかもしれませんが、今は、それぞれの地域ごとに抱えている問題は違います。最近の都市計画法の改正等を見ていると、地方といいながらも、やはり東京的というか、都市的な論理が残っているように感じます。

地域というのは一律ではないですし、そこには元気な地方もあれば、困っている地方もあり、困っているように見えるけれども、まだまだ資源を持っているところもありますので、解決の仕方も多様化していると思います。そういう中で、これから計画の枠組みを考えていくのであれば、どこで何を決めるかという分権に関する問題と、それから、それに対して、国や広域で見えていくという立場としての役割、法的な役割も含めてですけれども、そのあたりの役割分担が1つ議論としてあるのではないかと感じます。

景観法は、農山村から都市まで、すべて計画対象区域に入れることができます。この使い方を見てみますと、地方都市、あるいは地方市町のほうが自由にやっているところが幾つか見受けられます。それはその市町がある目的、例えば開発の動きをとらえていきたいとか、環境を守りたいとか、非常にはっきりした目的を持っている場合において、枠組みがきっちりしていれば土地利用計画にも使えると感じています。

そういった都市計画区域内外にわたり総合的な土地利用、あるいは総合的な地域空間の全体像を計画できるような仕組みとして、今、景観法を使っている町がありますので、もちろんほかと組み合わせないとうまくいきませんが、総合的な土地利用コントロールのニーズはあると感じますし、それを工夫してやっているのは、むしろ地方です。

面白かったのは、ここで言う東京圏というのは、景観法の仕組みを割とスタンダードに使われますけれども、それ以外のところでは非常にさまざまな使い方をしてしています。ですから、地域には地域の知恵があり、地域には地域の文脈があるわけですし、その文脈がコンセンサスとしてあるところは使い方の工夫が広がるが現実だと思います。

これまでの開発は、おそらくどこでも同じといった事業型の開発によって、町が元気になり、町がつくられてきたと思うんですが、そういった全国型の開発が、逆に地域の文脈を理解できず、これまでの経済活動としてのみの開発が町を壊していくようなことも起こってきているわけですし、それを助長してきた国の法改正もあったと認識しています。

ですから、もう少し地域が選択し、地域の文脈を伝え、それが1つの計画のベースになっ

ていくような枠組みが要るのではないかと思うのが1点です。

それからもう一つは、先ほど財源の話が出ましたけれども、それはやはり重要なことだと思っています。経済的なことはよくわかりませんが、震災のときに痛切に感じたこととして、確かに震災復興に莫大な事業費がつき込まれています。ですけれども、そのほとんどを被災地の事業者は得ることができなかったわけで、当然税収としても被災地に落ちないわけです。ですから、ある種そういった地域経済の循環が計画とつながっていくような仕組み、そういうところも少し考えてみたいと思っています。つまり、莫大な復興事業費による事業は、ストックとしては残るわけですが、担い手が東京本社だったり、大阪本社だったりするわけですから、結局フローとして地域で循環しない、税収としても上がっていかない。もう少し地域経済と計画がリンクして循環できるような、そういう枠組みも要るのではないかと感じています。

以上、2点です。

【委員長】 どうもありがとうございます。それでは、次の方、お願いします。

【I 臨時委員】 皆様、いろんなご発言があったので、あまり重複しないようにしたいと思います。今日ご説明があった、これまでの都市政策の特徴、あるいはこれから考えるべきことについてですが、1968年以降であれば、都市の拡大であり、車社会の進展であり、特に最近の地方分権の進展ということがそれぞれ特徴だと思います。ただ、少しそれぞれよく考えなければいけません。1968年以降の都市政策の説明をされましたが、実際には1960年までの都市の政策というのは、ほとんど戦災復興であり、1960年のD I Dが昔の町並みや町の広がりだと思います。そこまでを10年、15年かけてやってきて、その後、都市が急に広がったので、新市街地の対応を一生懸命やりました。50年たって、今度考えなければいけないことは、本当は戦災復興でやったようなところの都市基盤の更新をどうするか。もう50年たっていますから、更新をどうするかということです。これまでは、全て更新する前に壊れていましたので、更新を意識した都市計画制度になっていないような気がします。ですから、今後は、都市がサステイナブルな力を持つためにどういう制度を用意するのかということは大変大事ではないかと思っています。

それから、2点目は車ですが、車がこれだけ増えるとは思われていませんでした。大変便利なものでもあるので、皆さんがそれを使って生活をしてきましたが、やがて高齢者になるというときに、車が持てなくなる、あるいは運転が怖くなる時にどうするかということ、前回の審議会でもあったとおり、集約型の都市構造を目指すという方向になると思います。

そうしますと、自ずと鉄道であるとか、バスであるとか、そういう公共交通軸の話と一体になった都市計画をやらなければいけないのですが、これまでの都市計画は残念ながら、国土交通省になる前は建設省と運輸省で分かれていましたから、そういったものになっておりませんでした。そういう意味では、今回新しく国土交通省になったということで、いろんな

分野が一緒になっていますから、国土交通省を挙げて都市計画制度をうまく動かせるような体制を是非つくっていただきたいと思います。

3点目は分権の話です。分権は、当初の都市計画が、国がやってきたことから考えると進展してきていると考える向きも多いんですが、一方で、今回の国土形成計画の状況を見ますと、結局広域的な計画については、各県がネガティブチェックしからやらない。ポジティブな発想を持ってないという状況もあるやに思います。つまり、広域的な全体像を誰がどうやって描くのかというシステムがいまひとつないので、都市計画区域という単位ですべて話を議論してきたわけですが、少し広域的なシステムのありようも今回考えていただけないなと感じています。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の先生、お願いします。

【J 専門委員】 局長の話聞きまして、そういう問題意識をお持ちだということは大変正しいことではないかと思ったわけですけれども、その認識の上で幾つか考えていることを申し上げますと、都市農村計画への展開ということです。これは昭和43年の都市計画法と、それから他方で農振法というのがあったときに、お互いの領域をきれいにすみ分けようという議論があったと思います。その当時のそれに関わった人たちの言い分を聞いてみますと、敵陣に乗り込むような気分で調整に当たったという話を聞いたりいたしますけれども、それは都市化の時代の中での計画的な工夫だったと思います。しかし、これからは、むしろ都市と農村をどうやって融合させていくかという観点が非常に重要なのではないかと考えております。

私は今、都市計画学会の副会長をやっております、最近、全国市長会と一緒に、いろいろと共同でシンポジウムを開いたりする機会があるのですけれども、このテーマに市長さん方はとても関心を持たれます。その1つの大きな理由は、都市の問題、農村の問題、それぞれの問題というのがありますが、市町村合併ともものすごく関連しています。今まではどちらかという都市型の市長と、それから農村型の市長、あるいは町長というのがいたのですが、ある核となる都市に広大な農村を含むような、そういう行政体ができ、そこでどうやって全体をコントロールしていけばいいかというような問題が今は突きつけられています。そのときに、どうやって巧い関係をつくっていったらいいかということを考えざるを得ない状況になっておりますので、是非そういう広域合併の問題を単なる行政の効率化という観点でとらえるのではなくて、むしろ、それを都市農村計画の新しいあり方としてとらえるような視点があつた方がいいのではないかと思います。

今、分権が進んでいますけれども、例えば農振法の指定というのは、必ずしも市町村まで降りていませんから、例えば何か計画をつくったときに、その計画のど真ん中に農振の指定があつたりするとどうにもならないという状況が現実にあるということも聞いています。ある種の共同所管による法体系の構築みたいなものをもう1度考えていくような状況に来てい

るのではないかとということが1点目でございます。

それから、2点目は、地球温暖化の問題と都市ということについてです。環境省と経産省の合同部会というのがありまして、京都議定書の目達計画で、経団連の方も学者の方も皆さんも、産業別にどれだけCO₂を減らせるかという話をされるんですけども、1つの地域としてどういうふうにして京都議定書の目標を達成していくかという話になると、途端に定性的な議論にすりかわってしまいます。

余談になりますけれども、コピー機を販売している大手企業の社長の話によると、コピー機が使用しているエネルギーの削減をするには2つの大きなやり方があると言います。1つは、コピー機そのものを省エネルギー型にするということと、それからもうひとつは、コピー機の配置とか共有ということを進めることによって、全体としてのエネルギーを削減するという事です。前者はどちらかということと単体の削減で、後者はシステムとしての削減です。都市計画のようなものは、システムとしてどうやって減らせるかということだと思います。これは公共交通も含めてだと思いますけれども、こういったことを明示することによって、従来の分野別、セクター別から、都市という1つのまとまりの中でCO₂削減型の社会に向けていくという話につなげていけるのではないかと考えております。

それと、これに関連して、やや地球環境的な視点の中で、確かにCO₂の削減と温暖化の対策というのは非常に重要な課題であるということは言うまでもありませんが、先ほどほかの委員の方も言われていた通り、循環型社会の問題や、あるいは今度日本で締約国会議の第10回を開催いたしますし、生物多様性条約といったものとの関わりを議論する必要があるのではないかと考えます。21世紀環境立国戦略の中では、低炭素社会と循環型社会と自然共生社会、この3つの有機的な統合に基づく持続可能な社会の形成ということを言っているわけですけども、もちろん、それらの間には相互に関係があると思いますし、低炭素社会を目指すために貴重な金属を無制限に使っていいとも思えませんので、そういう意味では、それらの間の関係というものを都市という場で、あるいは都市と農村という関係の場で考えていくという視点も持っていただけるといいのではないかと思います。

それから、3つ目ですけども、人口減少の社会像の提案です。どういうふうに社会を維持していくか、活力だとか、中心市街地だとか、限界集落、これは皆さん、それぞれにご専門があると思うんですけども、私は、再自然化というコンセプトでもって、全体を通して見る必要があるのではないかと考えています。

1つは、都市郊外のいわゆるスプロール化された地域を再自然化というコンセプトでもって、市街地を集約化させると同時に、どうやってそういうところをいわば豊かな環境空間として再生していくか、そこには住居機能も含めた再自然化もあるとは思いますが、とにかく郊外をどう再生するかという問題です。

それからもう一つは、国土全体から見ると、100年かけて使い込んできたわけですけども、

人口減少の時代に、すべてを守るということではできないということであるならば、むしろ再自然化を積極的なプログラムにすることによって、単なる崩壊とか衰退ではない積極的な国土の再生という方向に向けていけないのではないかと考えます。具体的に言いますと、例えば森林にむしろ戻していき、その場合には、それぞれ土地の条件に応じてメリハリをつけながら戻していく、そのためには、農村や、漁村に生活しておられる方の就業等を含めて、再自然化プログラムを展開していくということも、考えていったらいいのではないかと考えております。いろいろとまだほかにも言いたいことはありますけれども、現時点ではこのぐらいにしておきたいと思えます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の方、お願いします。

【K専門委員】 私は都市構造と交通や環境、そういう問題を主に扱っているんですけども、このような抜本的に議論ができる機会を設けていただきまして、ありがとうございます。是非そういう抜本的な話をしたほうがいいと思えます。そういう観点から、まず、どこまでが都市政策なんだろうかということだと思えます。どういうことかといいますと、日本の場合は計画のカルチャーがあまりない、要するにみんなが小さなメリットを追った結果、大きなメリットを逃してきたというのが我々の都市づくりだったのではないかと考えます。そういう場合に、我々がいいと思う都市の制度をいくらつくっていても、住民側がそれに対して心からメリットを感じないと、やはり抜け道ができてしまうということかと思えます。要するに、住民とか国民自体にそういう大きなメリットを逃すということがどういうことなのかということが伝わるということが大事ですし、人口減少型社会になった場合には、今まで逃していた大きなメリットよりも、もっと大きなメリットを逃してしまうことになるよというコミュニケーションみたいなものまで含めて都市政策なのではないかと考えております。それがまず1点目です。

それに関連して2点目になるんですが、集約型都市構造、平成15年ぐらいから言葉が出てきて、都市の方向として、今まで広がっていたのを集約するように方向転換するというふうにコンセプトを変えたのはいいと思うのですが、では地方で実際どういうことが起こっているかという、集約型都市構造をキーワードとして使って、今までのように自分たちの好きなことをやろうとしているということが起こっていると思えます。これは小さなメリットを追い続けている結果であって、例えば都心にマンションが多くできましたけれども、これでコンパクトシティといった話が数多く出てきて、しかし、それは都市の構造や将来のことなど全体を考えてはやっていなくて、ただ、非常に表面的なことだけやっている部分があります。だから、本質を伝える、メッセージを伝える努力というのをしないといけないし、逆に言うと、エビデンス的なものも求めていかないといけないのかもわからないと思えます。

因みにCO₂削減の話をしますと、例えばヒューストンと東京だと、交通ベースでいきますと、8分の1ぐらいCO₂が違います。6%削減などというよりも、都市構造を変えてし

まうと、大きく変わるわけなのですが、ただ、実際問題として、昭和62年から平成17年までずっとデータを追いかけますと、日本の地域でCO₂が減っているような、交通ベースで削減できるようなところは全然ないわけです。実際のデータを見ると、目指している方向と違うことが起こっていて、例えば鉄道の駅、ターミナルがある、そういうインフラがきちんと整備されているところの周辺のほうが実は人口が減っているということが全国ベースで出ています。ですから、そういう現実を踏まえてメッセージを伝えて、それで、エビデンスをやりとりしていくという、そういう仕組みがやっぱり要るのかと思います。キャッチフレーズベースで流れていくと、いつまでも小さなメリットを追うことになると思っています。それが2点目です。

3点目は、先程ご指摘されたことにも重なるんですが、ちょっと違う方向から考えますと、日本全国、全部都市ではないかという見方があると思っております。というのは、農村を軽んじるというわけではなくて、自動車で行こうと思えば、どこでも行って帰ってこれるという状況の中で、昭和43年の新都市計画法でつくった市街化区域と市街化調整区域の意味が非常に薄れてきてしまっているということです。場合によっては日本全国が、ある意味一種の市街化調整区域という見方で、どこでも計画なければ開発なしだという論理で筋を通してもいいのではないかと思います。そのかわり、きちんと考えて開発するところに関しては手厚くしてやるとか、そういうメリハリがあるのかなと思っております。

以上、3点でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の先生、お願いいたします。

【L 専門委員】 都市政策の基本課題ということで、私の役割を踏まえて考えてみました。私は、国土審議会、特に東アジア連携の委員長と、内閣府の温暖化の懇談会、洞爺湖サミットに向けた会議、そして、産構審の経産省の情報セキュリティーの部会長をやっておりますが、その中から出てくる優先度とシナジーを考えて、今、都市政策に優先的に問われることという問題意識で何点か考えてみたいと思います。まず1点目が、環境モデル都市というのが温暖化の枠組みの中から提起されてきていますけれども、要するに資源消費都市からどうやって脱却していくのかということです。議論されているリサイクルとかリユースとか、さまざまな視点から、とにかく都市というものは資源を消費するものだというところから、どうやって新しいパラダイムの都市というものを構想できるのかというのが非常に重要だろうと思います。

それから、2点目なんですけれども、地方圏とのバランスということです。既に出ている議論ですが、結局、産業構造を反映して都市化が進み、海外から資源や食料を買ってきて、国を成り立たせているというメカニズムになっているわけです。最近では、例えば食料価格の高騰を受けて、例えば食料自給率は、今、よく言われているように39%という数字が使われますけれども、これを農水省的に言うと45%を目指すようですが、農耕地を467万ヘクター

ルから450万にまで下げても食料自給率を45%まで上げるとするのは至難のわざだと思いません。先進国のいろんな国々を見ても、異常なほど低い日本の食料自給率を、例えば50%とか、極論すれば、せめてイギリス並みの75%というぐらいのことを視界に置いて国土計画というものを書き直したならば、都市、農村の力学はまるで変わると思っています。今度の国土形成計画にも「二地域居住」という言葉が登場してきますけれども、都市と農村の連携の中で、例えば食料自給率を上げるといっても、それを支える人口がない状態では、当然のことながら、農業生産法人とか、いわゆるシステムとしての農業でもって対応していかざるを得ないと思えます。そうすると、都市のサラリーマンを卒業した人が、農村に移って支えるといっても、なかなかリアリティーがないわけです。現実には都市と農村のリンケージの中で、例えば農業生産法人の経理担当や、農業生産法人のマーケティング担当として受け入れていくべきだと思います。流れとして、昨年日本の農業輸出が4,200億円を超しており、今後は1兆円を目指すと言っています。つまり、産業としての農業というのは見えてきていると思えます。そういう中で、ポイントとして申し上げたいのは、食料自給率という問題をどこに置くかということによって都市と農村の力学は変わるということを確認しておきたいということです。

それから、3番目に、首都機能移転の問題をどう位置づけるのかです。都市政策の問題は第1に東京問題だという言い方は本当に正しいと思えます。要するに、東京をどうするかを考える流れの中で見えてくるシナリオはあるわけで、首都機能をすっかり移転すればいいとは思いませんけれども、今言ってきた議論を収斂すると、分散も含めた東京圏の問題を考えないといけないということになるのではないかと思います。

それとあともう1点申し上げれば、アジア連携で、昨年、大中華圏と韓国から550万人の人が日本にやってくるという時代になって、日本の都市の競争力、インフラに加えて、ソフト、アメニティーをどういうふうに構想するのかというのが、このアジア大移動時代の中で、日本が再活性化していくためには大変重要だと思っています。

以上のような論点を都市政策の基本的な課題というものにしっかり入れるべきなのではないのかということをおは申し上げたいと思えます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の方、お願いします。

【M専門委員】 局長のほうから提起された、都市を規定する社会経済という論点ですが、都市を1つの入れ物のように考えますと、その中に当然社会経済があると思えます。私は、社会福祉をやっていますので、どちらかという今まで都市政策のインフラの中にある社会の問題を扱ってきたように思いますが、先ほどから人口減少などが発言されていますように、入れ物の中の社会が変化する中でインフラのあり方が変わってくる、あるいは、計画のあり方が変わってくるという段階で、こういう審議の中で、社会福祉を研究している者がどういうふうに貢献するかと考えてみたいと思っております。

とりわけ社会福祉の領域で言いますと、社会資本がどちらかという共同利用の部分を担当

うことに対しまして、社会福祉はどちらかというと、社会保険化するということも含めて、非常に個別給付が進んでいるという関係にあります。そういう意味では、介護の社会化なども含めまして、すごい勢いで個別的な給付の投資がどんどん進んでいくわけです。そういう中で、ある意味では共同的な資本というものと個別給付のバランスをどうとっていくかということが1つの課題になっているのではないかと思います。

なぜかといいますと、つまり、個別給付のほうがどんどん先行しますと、介護のすべてを社会化することになります。その社会化の要請は当然インフラの要請になっていくという関係になりますけれども、これの限界が見えてきているという感じがします。そういう意味では、どこまでを個別給付として支えながら、社会資本的な要素への給付というか、投資と個別給付のバランスをどこかで考えないといけないのではないのでしょうか。それはある意味で都市政策を考える上で非常に重要な部分ではないかと思っております。

それから、先ほど地域経営の話が出ましたけれども、私は社会福祉の中でもとりわけ地域福祉の領域に携わっておりまして、ある意味では住民が福祉の一端を担うような制度の領域を研究しているんですけれども、そういう意味でいいますと、地域経営という考え方は、地域の住民たちが協働してどういうふうにして福祉資源を内発的に開発していくかという問題を当然内に含みます。そうしますと、従来のインフラ整備型の都市政策ではなくて、先ほどご指摘もありましたけれども、小地域の単位でのコミュニケーションを図るような地域経営という方法が非常に大事ですし、逆に言いますと、そこで実現していく生活の質という問題も、それによってかなり左右されます。つまり、個別給付が進むと消費者選択型になるわけですけれども、そういう消費者選択型ではない、もう少し共同選択型の場面というものを福祉の領域でもつくらないといけないし、そのことを厚生労働省系統ではなくて、都市政策のほうからインパクトを持っていくこともあっていいんじゃないかと考えている次第です。以上です。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の先生、お願いいたします。

【N専門委員】 私は、マクロ経済学と社会基盤学を専門としておりますが、このところ、ずっと少子高齢化というか、人口減少問題を研究しております。少子高齢化は、もちろん日本全体に大きな影響を及ぼすわけですが、その中でむしろ地方ではなくて、都市にこそ集中的に少子高齢化の問題が起きます。これは人口構造から見て、そのようなことにならざるを得ないわけですが、そういう非常に大きな問題がございまして、そうした問題が、結局我々の都市に対する考え方の変更を迫るものになろうと思っております。

具体的に申しますと、都市が持つ様々な効用がありましようけれども、この効用が人口減少、高齢化によって大きく低下してくるということが予想されるわけでありまして、大きく分けて3つぐらいあろうかと思います。

1つは、都市の効用の第1としてはやはり人々の所得、これは1人当たり所得と考えても

いいんでしょうけれども、これが、地方と見比べて相対的に持続的かつ大幅に増加します。これは都市の効用ないしは都市の魅力というところでありましようけれども、所得水準がどうなるかについては、今後都市では急速な高齢化によって労働力率が急速に低下する、あるいは、都市における労働力そのものが大幅に高齢化する、これは、高齢化による作業能率の低下によって、生産性に対してマイナス要素になるわけではありますが、そうしたことから、都市における所得の持続的かつ大幅な増加が成り立たなくなってくるという可能性があります。ということは、都市というものはそもそも成立の過程からして、経済を軸に構成されておりますので、所得の大幅かつ持続的な増加がとまるということは、都市に対するコンセプトそのものに変更を迫ることになるわけです。そういう大きな変化が1つ考えられるということです。

次に、2つ目の都市の効用ということになりますと、高度に整備された様々な都市施設による利便性のようなものであろうかと思えます。都市というのは、地方というか、田舎と違って、すべてが人工構造物でありますから、常に維持・更新が必要なわけです。しかし、先ほど申しました労働力率の低下、あるいは都市全体の所得そのものも低下していくわけですが、そういう中で果たして維持できるのかという問題があります。例えて申しますと、かつて大家族が住んでいた家が小家族になり、働き手が減って、そしてその大きな家が果たして維持できるのかということです。それと同じような問題が都市において起きるということです。これはこのまま放っておきますと、都市がスラム化するという危険性がありまして、この問題をどうするかです。

さらに、施設という面では、都市は、例えば上下水道などにより、大規模装置型のインフラを持っているわけです。これが一定の人口密度のもとで事業採算性があつたわけですが、人口密度の低下は、当然事業採算性ないし事業の成立可能性に影響してくるわけでございまして、この点をどう考えるかです。いずれにしても、都市施設による都市の利便性という効用についても非常に問題が出てきます。

3番目でありますが、都市では非常に高度で公的な福祉が可能であるということです。それは、そのような福祉施設が整備されていること、あるいは、それを運営するだけのマンパワーが都市に存在しているということなのですが、今も申しましたように、若い人が都市では激減すると、果たしてそれだけの施設を維持できるのかどうかという問題があります。にもかかわらず、高齢者はどんどん増えていくわけでありまして、一定の公的福祉が必要になると、これは今後の地方財政制度にもよりますが、都市では大幅な増税にならざるを得ません。地方に比べてはるかに大幅な増税にならざるを得ないわけです。そうなりますと、人口の流出という、今とは全く違った状況も考えられるわけでありまして、こうした福祉レベルの問題についても、赤信号ないし黄信号がともるということにならうと思えます。

いずれにしても、都市を支えていた都市の効用が大きく変化していくという中で、今

後の都市の効用について再構築していく、あるいは、新たな都市の効用を創造していくということが1つは必要であろうかと思えます。あるいは都市というのは、そもそも人口が集中することによって当然それなりのコストがかかるわけです。危険の増大であるとか、混雑コストとかです。そうしたものを、これまでは都市施設を整備する、あるいは都市の計画をうまくやることによってそのコストを軽減してきたわけですが、そうしたやり方が、さまざまな環境変化によってだんだん難しくなってくるとなると、都市がもたらすコストの解消策というようなものをもう少し新たな観点から組み直していかなければいけないという問題も出てくるのではないかと思います。

いずれにしても、少子高齢化というのは、都市のあり方そのもの、つまり、都市計画を考える上で、都市のコンセプトとか、都市に対する物の考え方というか、それに大きく変更を迫るものではないかと思えますし、そうした環境変化を踏まえて今後の都市計画法を考えていくべきではないかと私は考えております。以上でございます。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の方、お願いします。

【〇専門委員】 時間もありませんので、簡単に申し上げます。局長が仰った、国民が望ましい都市のビジョンに関するコンセンサスを失っているということを申し上げたいのですが、今、社会の急速な変化の中で、家族のあり方、あるいは働き方、それから、特に女性の社会進出の影響等がありまして、将来、10年後、20年後、ましてや2050年にどういう暮らしを送っているかということを国民がつかめていません。だから、そのために望ましい都市環境とは何か、あるいは住宅取得行動はどうあるべきかということも失っていると思えます。例えば都市を構成する商業、サービス業を見ても、1990年代の前半に、特に小企業の経営指標など、いろんな数字が変わっていて、いわゆる物販からサービス、そのサービスも付加価値性の高いような事業に特化して生き残るということが起こりました。大企業、大流通資本は別として、都市の中で小企業がどう生き残るかということも見えなくなっています。私は京都から来ているのですが、京都の場合、例えば町家再生ですとか、景観政策へ市民の8割が支持をするという状況では、マンションを建てたい業者とか建て売り業者は少数者であり、むしろ、京都が都市間競争の中で生き残っていくためのビジョンのビジネスのモデル、あるいは暮らし方のモデルということに関する一定のコンセンサスができたとことを背景としていると思うのです。そういった力について、国民の進む方向をどう見るかということとは大きな課題だと思います。ご存じのとおり、2025年くらいには40代の男性の4人に1人、もう少し後には、40代の女性の4人に1人が非婚状態、ひとり暮らしをします。現に大都市では平均世帯人員が既に2を切って、京都市の下京区では1.91まで下がりましたが、まさに急速に下がっている。これがいわゆる温暖化、CO₂の排出でも、世帯数が増加することによって増える分が民生家庭部門の増大につながるというような一連のこともありますし、それから、高齢者が果たして20年後、30年後に本当に2人で暮らしているのか、それと

も、もっと膨大な数のひとり暮らしが増えるのか、そのときの住宅をどうするかについての予測もありますが、このあたりを人口減少がどう起こるか、高齢化がどう複雑に起こってくるかということの関係で、的確に読んでいくということが私自身の研究のテーマでもあり、大変重要な課題であると思います。

【委員長】 ありがとうございます。それでは、次の方、お願いします。

【P 専門委員】 私は、まず委員の皆様方とは異なり、地方自治体の長をやっております。ずっとお話を聞いていく中で、それぞれのお話がすべて自分のまちにも当てはまるような課題がたくさんございました。地方自治体の長としてはやはり現状の問題点と未来の展望ということでお話しさせていただきますと、我がまちもそうですけれども、これまでのインフラ整備が非常に大きな曲がり角に来ているということを痛切に実感しております。三位一体の改革の中で、補助金あるいは交付税が大変減らされてきています。そういう中で、改めてわかってきたこととして、地方自治体にとっては、いろんな公共施設の整備が国や県の補助金なしにはできなかったということです。そういうものが今後減らされてくるということになると、維持・管理等も含めて、今までの投資というものが果たして地方自治体の身の丈に合ったものであったのかということを感じているところでございます。

しかしながら、現実の問題点というのは、たくさんつくってしまった公共施設であるとか、整備してしまったインフラであるとか、それを実際享受している方々もいるわけでございまして、その方々が高齢化してこれからしていきたくらうと考えると自治体の長としては、サービスの質は落としませんと言わざるを得ないのです。ただ、それがどこまでできるのか、自分自身、将来を考えたときに、どの首長もそうだと思いますが、危惧するところなのではないかと思えます。

一方で、将来の展望ということ考えたときに、今までは、ある意味で、言葉は悪いですがけれども、もうかりさえすれば何をやってもいいんだという時代がずっと来ていたのではないのでしょうか。経済の拡大基調ということが錦の御旗とされていて、その中で、例えば質の高い暮らしはどうあるべきかとか、落ちついた暮らしぶりはどうすべきかとか、そういったことはどうしてもなおざりにされてきたのではないのでしょうか。それを考えたときに、これから、成熟した社会をつくるということ、悲観論だけじゃなくて、本当に実現させていかなければならないと感じておるところでございます。

今日、お話を聞く中で、一人一人の先生とじっくり懇談をしたいと感じた次第でございまして、これからの会議の方向という中で、私自身もみずからの自治体のいろんな課題であるとか、問題点、また将来展望も含めてお話をさせていただければと思っております。以上でございます。

【委員長】 どうもありがとうございました。予定の時間を超えてしまいましたので、自由な意見交換はまた後ほどの機会にさせていただきたいと思えます。

それでは、議事次第にその他とありますが、次回の予定について事務局からお願いいたします。

【事務局】 次回の小委員会の日程につきましては、大変勝手ながら、6月24日の午後1時半から3時半の開催とさせていただきたいと存じております。次回につきましては、外部の有識者といたしまして、小宮山宏東京大学総長からご意見を聴取する予定としております。また、本小委員会の委員の方々のうち、木南委員、坂村委員のお二方からご意見を伺いたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

【委員長】 以上をもちまして本日の審議を終了させていただきます。皆様のご協力に感謝申し上げます。

— 了 —